

様式第2号（第10条関係）

発〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

氏 名 様

日南町長 ⑩

令和 年度日南町文化財等保存活用事業補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇〇年度日南町文化財等保存活用事業補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和45年日南町規則第22号）第6条第一項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、令和〇〇年〇月〇日付で申請のあった令和〇〇年度日南町文化財等保存活用事業補助事業とし、事業の内容は当該申請書の事業計画書記載のとおりとする。

2 交付決定額

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金	〇〇, 〇〇〇円

- 補助事業は交付決定を受けた年度中に完了しなければならない。
- 補助事業の内容を変更しようとする時は、あらかじめ変更承認申請書を提出して承認を受けなければならない。
- 補助事業が完了した時は、別に指示するところにより実績報告書を提出すること。
- 補助事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該補助事業に係わる帳簿、書類、その他物件を検査することがある。
- 補助事業はこの通知のほか、日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。